



令和8年9月発行

県央地域水源林 ニュースレター

発行元：神奈川県県央地域県政総合センター **第10号**

植生保護のためにしている取り組みを紹介します！（シカ編）

水源の森林づくり事業では、森林の持つ多面的機能を発揮し県民の方々に享受していただくために様々な取り組みを行っています。今回は木々や植生に被害を与えることのあるシカについて、県で行っている**被害防除対策**を紹介します。

植生保護柵 →

シカなど野生動物の食害から植生を守るために設置しています。保全したい区画を金網で囲うことで林床植生の回復や森林更新を促していきます。



← 単木的保護ネット

シカは角を木に擦りつけるという習性をもっています。これにより樹皮が傷つくことで枯死の原因につながります。これを防ぐため、シカの角が届く高さ（樹幹の高さ1.5m程度）を筒状のネットで覆い樹皮を保護しています。

管理捕獲 →

シカの個体数を調整する目的で、計画に基づき捕獲を行っています。シカの高密度化は林床植生を衰退させるだけでなく、土壌流出や斜面崩壊が引き起こされるなどの懸念があります。今後、新たな取り組みとして森林管理者などを主体としたシカ管理を推進し、植生衰退の軽減を目指します。



捕獲用くくり罠（周りのブロックは誘引用の餌）↑

こんなときどうする？Q&A ～相続が発生した場合～



Q：山林を親から相続しました。今回、親のあて名でニュースレターが届きましたが、手続きは必要？

A：水源林契約の**名義変更**が必要です。**まずは県にご連絡ください。**次の場合に分けて手続きをご案内します。



START

相続登記は完了した

相続発生

NO

来年の3月末までには
相続登記が完了する

YES

YES

山林は1人が相続
(契約地は全筆1人が相続)

NO

YES

NO

相続人の方に名義
変更様式を送付し
ます。

必要事項を記入の
上、ご返送くださ
い。

複数の相続人のう
ち、どなたか1人
が代表者となり、
契約全体を承継し
ただけるか、
ご相談させていた
だきます。

相続登記が未完了の場合でも、法定相
続人のなかから、代表者を1名お決め
ください。
代表者の方に名義変更様式と委任状を
送付します。
代表者の方は他の相続人の委任状を添
えて、変更様式をご返送ください。
(年度内にお手続きが必要なため)



次の場合も県にご連絡をお願いします！

○住所・振込口座・代表者を変更するとき

お問合せ先

神奈川県県央地域県政総合センター 森林部

相続など、水源林契約について : 水源の森林推進課

契約林の整備内容について : 水源の森林整備課

TEL : 042-784-1111 (代表) (平日 8時30分～17時15分)

〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 (津久井合同庁舎)